

# 一般社団法人日本睡眠学会 冬の学校に参加する学生助成に関する規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本睡眠学会冬の学校(以下「本会」という)に参加する学生が、開催地に赴いて参加する際に発生する費用を助成するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(助成を適用する対象)

第2条 本会に出席して参加費を納めた大学、大学院、専門学校等の学生を対象とする。

- 2 対象となる学生は、一般社団法人日本睡眠学会の会員であることは求めない。
- 3 助成対象となる学生は、若手の会作業部会が中心となり審査を行い、助成への応募者の中から選定する。
- 4 その際、申請書に記載された参加目的(自分の関心や取り組みなどを含め)が以下に掲げる基準に照らして適合するか否かを審査する。
  - (1) 当会への参加目的が適切であり、討論に貢献できる見込みがあること。
  - (2) 参加目的を有効に達成できる見込みがあること。
- 5 助成人数は20人を超えないものとする。

(助成金の内容及び算定方法)

第3条 前条に掲げる助成は、本会に参加する学生が、開催地に赴いて参加する際に要する交通費及び宿泊費に充当することを目的として、交付するものとする。

- 2 前項に掲げる交通費は、参加学生の自宅の最寄駅から開催地までの距離によって次のように計算する。

100 km 未満	1 万円
100 km 以上 300 km 未満	2 万円
300 km 以上 500 km 未満	3 万円
500 km 以上 1000 km 未満	4 万円
1000 km 以上	5 万円

- 3 第1項に掲げる宿泊費は、その必要性が認められる場合の学生に対して、8,000 円を交付する。

(精算)

第4条 支払は、原則として現地精算で行う。

(報告書の提出)

第5条 助成を受けた学生は、所定の期間内に本会への参加報告書を提出することを義務とし、若手の会作業部会はそれをとりまとめて一般社団法人日本睡眠学会理事会へ報告するものとする。

## 第2章 補則

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規定に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は若手の会作業部会が別に定める。

附則 この規程は令和5年3月9日から施行する。